

社会福祉法人 桜江福祉会 訪問介護センターさくらえ
介護予防・日常生活支援総合事業
第1号訪問事業（訪問型サービスA）重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

要支援状態にある方に対し、適正な介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当）を提供することにより要支援状態の維持、改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業所の内容

事業所名	訪問介護センターさくらえ
所在地	江津市桜江町小田138番地1
指定事業所番号	3271800330
管理者氏名	森脇佳子
電話番号	0855-92-1441
FAX番号	0855-92-1440
通常サービス提供実施地域	江津市桜江地区内

3. 当事業所の職員体制

	業務内容	常勤	非常勤	計
管理者	業務の一元的な管理	1名（兼務）	—	1名（兼務）
サービス提供責任者	訪問介護サービス内容の管理	1名（兼務）	—	1名（兼務）
訪問介護員等	訪問介護の提供	3名（兼務）	1名（兼務）	4名（兼務）

○ 訪問介護員は、常に身分証明書を携帯していますので、必要な場合はいつでも掲示を求めることができます。

4. サービスの提供時間帯

通常サービス提供時間 午前8時00分～午後5時30分

※休日（1月1日～1月3日）

5. サービス内容

- (1) 調理
- (2) 衣類の洗濯
- (3) 住居の掃除

- (4) 生活必需品の買い物
- (5) その他必要な日常生活に関する支援

6. 利用料金(利用者負担金)

(1) 利用料 (1回あたり)

①1割負担の利用者

イ、訪問型サービスA1 (サービス時間 45分～60分)	225円
ロ、訪問型サービスA2 (サービス時間 20分～45分)	183円
*訪問型サービス初回加算 200円/初回のみ	

②2割負担の利用者

イ、訪問型サービスA1 (サービス時間 45分～60分)	450円
ロ、訪問型サービスA2 (サービス時間 20分～45分)	366円
*訪問型サービス初回加算 200円/初回のみ	

③3割負担の利用者

イ、訪問型サービスA1 (サービス時間 45分～60分)	675円
ロ、訪問型サービスA2 (サービス時間 20分～45分)	549円
*訪問型サービス初回加算 200円/初回のみ	

※介護保険法改定により、単価の改定が行われる場合があります。

【基本報酬の見直し】新型コロナウイルス感染症対応のための特例的評価として令和3年4月から令和3年9月までのあいだ、基本報酬に0.1%上乘せとなる。

(2) 交通費

前記1のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、実施地域を越えた地点から1kmあたり40円で算出した額を交通費としていただきます。

(3) 利用の中止

利用者の都合でサービスを中止する場合には、サービス利用の前々日までにご連絡ください。ご連絡のない場合はサービス利用料相当額をご負担していただく場合があります。

連絡先 訪問介護センターさくらえ 電話 0855-92-1441

(4) サービスの利用に関する留意事項

- ① 利用者の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道・ガス・電気等の費用は利用者のご負担になります。
- ② サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、日常的金銭管理・財産管理については、生活援助として行う買い物等に伴う小額の金銭の管理以外は、取り扱いしません。
- ③ 利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業員にご一報ください。
- ④ 事業所では、原則として利用者宅の鍵のお預かりはいたしません。鍵の取り扱いについては、利用者又はその家族とご相談させていただきます。
- ⑤ 従業員に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。
- ⑥ 正当な理由がなく利用者負担金を長期滞納された場合は、事業契約を解除する場合があります。

(5) 利用料金のお支払方法

- ① サービスを利用した場合、翌月の10日までに前月分の利用料の請求をいたします。
- ② 支払方法

- (イ) 当事業所指定の金融機関への口座振替
 - (ロ) 当事業所指定の金融機関（島根農業協同組合さくらえ支店）への口座振込み
 - (ハ) 現金による支払い
- ③ 口座振替日は翌月の20日です。現金集金は、翌月の20日までに、訪問介護員にお支払いください。
- ④ お支払いいただきましたら、領収書を発行しますので、大切に保管してください。

7. 事故発生時の対応方法

サービス提供時に利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応を協議します。

利用者の病状の急変やその他必要な場合には、下記に記載の主治医（かかりつけ医）ならびにご家族の方に直ちに連絡し、必要な措置を講じます。

	氏 名	連絡先（電話番号）	住 所（所在地）
主治医（かかりつけ医）			
ご家族（ ）			
その他（ ）			

8. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、従業者等の訓練を行います。

9. サービスの終了

(1) サービスの終了

利用者のご都合でサービスを終了する場合、サービスの終了を希望する日の7日前までに文書でお申出ください。当事業所の都合でサービスを終了する場合、人員不足等、やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

(2) 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に終了いたします。

- ① 利用者が介護保険施設等に入所した場合
- ② 利用者が介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業の対象者でなくなった場合
※身体介護等が必要となった場合には要介護認定後、訪問介護・介護予防訪問介護のサービス等を受ける事ができます。
- ③ 利用者がお亡くなりになった場合

10. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

1 1. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

1 2. 個人情報の保護

事業所及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を厳守します。

1 3. 虐待防止

事業所は、虐待防止に関する責任者の設置、従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修実施、成年後見制度を活用した権利擁護、苦情解決体制の整備、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等、虐待防止のための措置を講ずるよう努めるものとする。

1 4. 身体拘束

事業所は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ず身体拘束を行う場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合には、緊急やむを得ない理由を記録します。

1 5. 苦情処理

事業所は、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員会を選任するなど必要な措置を講じます。

1 6. 第三者評価の実施状況 (有 ・ 無)

実施年月日 _____ 評価機関 _____

評価結果

1 7. 苦情相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

◎苦情受付窓口	
☆管理者	森 脇 佳 子
☆訪問介護センターさくらえ	江津市桜江町小田 1 3 8 番地 1
	電話 0 8 5 5 - 9 2 - 1 4 4 1
	FAX 0 8 5 5 - 9 2 - 1 4 4 0
受付時間 月曜日～金曜日	午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分 (土・日を除く)
☆江津市健康医療対策課	江津市江津町 1 5 2 5 番地

江津市地域包括支援センター	電話 0855-52-7488 FAX 0855-52-1374
受付時間 月曜日～金曜日	午前8時30分～午後5時15分(土・日祝日を除く)
☆島根県国民健康保険団体連合会 介護保険係 苦情相談窓口	松江市学園1丁目7番地14 電話 0852-21-2811 FAX 0852-61-9051
受付時間 月曜日～金曜日	午前9時00分～午後5時00分(土・日祝日を除く)
☆浜田地区広域行政組合介護保険課	浜田市殿町1番地 電話 0855-25-1520 FAX 0855-25-1506
受付時間 月曜日～金曜日	午前8時30分～午後5時15分(土・日祝日を除く)
☆ 島根県運営適正化委員会	島根県松江市東津田町1741-3 電話 0852-32-5913 FAX 0852-32-5994
受付時間 月曜日～金曜日	午前8時30分～午後5時00分(土・日祝日を除く)
☆ 第三者委員 渡 邊 信 明	島根県江津市桜江町八戸1357番地6 電話番号 0855-92-1423
田 野 美恵子	島根県江津市桜江町鹿賀19番地2 電話番号 0855-93-0423

18. 協力関係医療機関等

事業者は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

- ・應儀医院 島根県江津市桜江町市山274番地
- ・済生会江津総合病院 島根県江津市江津町1016番地37

・協力歯科医療機関

- ・桜江歯科医院 島根県江津市桜江町川戸105番地5

18. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご利用者様に生じた損害については、事業者は、速やかにその損害を賠償します。

ただし、損害の発生について、ご利用者様の故意又は過失が認められた場合には、ご利用者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償を減じさせていただきます。

